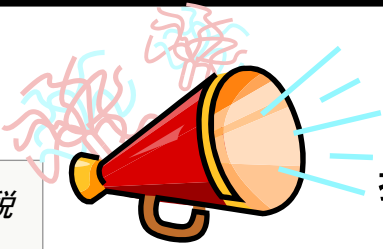




確定申告はお済ですか？！

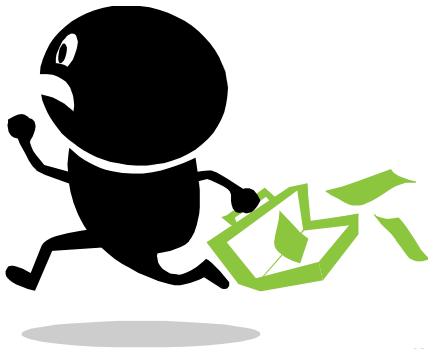


振替日

所得税 4/22

消費税 4/24

個人事業主の方をはじめ、個人の皆様の平成25年分所得税の確定申告期限は、3月17日(月)です。(所轄税務署)
(消費税申告期限は3月31日(月))
まだ、申告書を提出されていない方はお急ぎください。
なお、商工会は3月14日(金)に提出の予定ですので、決算相談をご希望の方は、お早めをお願いします。



消費税8%が目前！

※赤字決算でも消費税は納税

消費税というのは、普通は売上の中に入って資金繰りで動いています。いざ消費税の納税時になり納税額が増え、必ず資金繰りが圧迫されます。(売上高1千万円超の事業所)

消費税を価格に転嫁することができなければ、消費税分利益が減少するということです。今後10%に引き上げられることが予想される今、しっかり消費税を転嫁しなければ事業継続が厳しくなります。

〈消費税増税による影響〉

- ☆ 駆け込み需要後の急激な売上減少
- ☆ 事務負担大。

(出たとこ勝負はダメですよ。

ある程度の予測と想定をしておくことが大切。)

商品本体価格を考えるチャンス！

- ・ メリハリをつけて転嫁しましょう。
- ・ PDCAサイクルをまわしましょう。

消費税増税を機に経営改善計画をたててみませんか？

- ☆ 自分の会社(店)を見つめ直す。
- ☆ 過去データから売上予測し、そこから販売計画をたてる。
- ☆ 売上から経費の計画をたてる。
特に既存売上。コストがかからないからここを徹底的に！
- ☆ だめなところを探す。「なぜ」から改善
- ☆ いらぬ資産の売却
- ☆ 後継者問題 事業承継は準備が必要(長期)

※ 経営改善計画についてやってみようかと思われる方はお気軽に商工会まで。



Plan (計画)

おおまかな道筋

Do (実行)

アプローチ方法重要

Check (点検)

3ヶ月ごとのチェック

Action (行動)

いけていなければ何故か調査



小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が商工会と一体となって、販路開拓に取り組む費用の3分の2が補助されます。

(補助上限額 : 50万円)

〈 例えば 〉

- ① 広告宣伝
- ② 集客力を高めるための店舗改装
- ③ 商品パッケージや包装紙・ラッピングの変更

などなど

(申請手続)

受付開始	平成26年2月27日
第一次受付締切	平成26年3月28日(金)
第二次受付締切	平成26年5月27日(火)



★★★★★★★★★★

申請に際しては、商工会による確認が必要となります。

まずは商工会まで、ご相談ください。

★★★★★★★★★★

きょうと元気な地域づくり

応援ファンド支援事業

京都が持つ伝統、文化、自然、景観などの地域資源の活用や地域の課題解決に資する新しい事業で下記の事業について経費の一部が助成されます。

(事業分野)

- ① 地域の農林水産物資源を活用した事業
- ② 地域の伝統産品資源を活用した事業
- ③ 地域の鉱工業品の技術を活用した事業
- ④ 地域の観光資源を活用した事業
- ⑤ 商店街の活性化に役立つ事業



(申請手続)

平成26年

4月1日(火)

～4月18日(金)

京都知恵産業支援共同事業

京都が持つ伝統、文化、自然、景観などの地域資源の活用や地域の課題解決に資する事業で、中小企業の強み(知恵)を活かした経営革新等のための新しい事業について経費の一部が助成されます。

(事業分野)

- ① 地域の農林水産物資源を活用した事業
- ② 地域の伝統産品資源を活用した事業
- ③ 地域の鉱工業品の技術を活用した事業
- ④ 地域の観光資源を活用した事業
- ⑤ 商店街の活性化に役立つ事業
- ⑥ 福祉向上・子育て支援に役立つ事業

補助率 3分の2以内

補助上限額 300万円

研究開発、商品開発、販路開拓、商品化の可能性調査等



きょうと農商工連携応援ファンド事業

府内の農林漁業者と中小企業者が密接に連携し、それぞれの強みを活かして創業や経営の改善・向上を図る事業であって次に掲げるもの

(事業分野)

- ①地域の農林漁業資源を活用した新商品・サービスの開発、提供により新たな京都ブランドの創造・発展に資する事業
- ②新たな農林漁業ビジネスの創造により地域経済の活性化に資する事業
- ③その他上記に準ずる事業であって審査委員会で認められたもの

補助率 3分の2以内

補助上限額 300万円

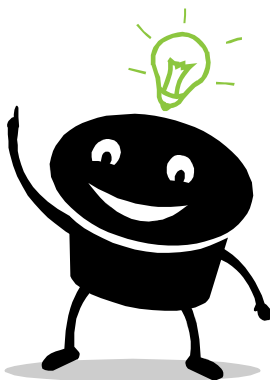
(申請手続)

平成26年

3月17日(月)

～4月25日(金)

補助率 3分の2以内



ものづくり・商業・サービス

革新事業

ものづくり・商業・サービスの分野で環境等の成長分野へ参入するなど、革新的な取組みにチャレンジする中小企業・小規模事業者に対し、地方産業競争力協議会とも連携しつつ、試作品・新サービス開発、設備投資等が支援されます。

(補助事業分野 「ものづくり技術」「革新的サービス」)

- | | | |
|---------|-------|---------|
| ①成長分野型 | 補助上限額 | 1,500万円 |
| ②一般型 | 補助上限額 | 1,000万円 |
| ③小規模事業型 | 補助上限額 | 700万円 |

印紙税の非課税範囲が拡大！



「領収証」、「領収書」、「受取書」、「レシート」などこれまで受取金額が3万円未満のものが非課税とされていましたが、平成26年4月1日以降作成されるものについては、受取金額が5万円未満のものが非課税とされることになりました。つまり5万円から印紙が必要ということになりますね。

【 国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/> 】

人権啓発研修会 (パワハラのない職場づくり)

パワーハラスメントと

いうと上司から従業員に

対して行われるものだと思いますが、先輩・後輩間や同僚間、さらには従業員から上司に対してなど、職場における何らかの優位性を背景に行われるものすべて対象となります。

セクハラは被害者の主観性によるところが多いのですが、パワハラは客観性により判断されます。つまり、まわりから見て『やりすぎ』と思われるとパワハラなのです。

感情優先に怒鳴ることや必要以上に人前で繰り返し叱責することは指導ではなくパワハラにあたります。

職員が参加しました！



(参加者の声)

一方的ではなく、相手にどこが悪いか気づかせ、やる気をもってもらうことが重要だと子育てにもつながるようなヒントを学びました。

編集後記

日産自動車完全復活した2005年、カルロス・ゴーン氏は「経営には絶対的なモデルなどありません。経営というのは、実際に仕事に取り組みながら、その場、その場でいちばんいい方法を見つけていくものだからです。その意味でいうと、困難な状況に置かれたときこそ、経営者は鍛えられます」と述べています。「冷徹なコスト・カッター」という見方もされましたが、不採算工場の閉鎖や系列会社との慣習的な取引の中止などの、かなりきつい改革を断行された判断には、ゴーン氏の強い意識を感じずにはいられません。時には摩擦や衝突も避けてはいけないということでしょうか。そして強い信念をもって困難に立ち向かわなければいけないということでしょうか。

S. H

商工会だよりに関するお問い合わせは

京北商工会まで TEL 075-852-0348 FAX 075-852-1173

URL <http://keihoku.kyoto-fsci.or.jp/> メール keishoko@skyblue.ocn.ne.jp